ケアマネジャーの皆様

すこやか住宅改造助成事業は以下の手順で実施をお願いします。

		手続きを行う人
①相談	・利用者からすこやか住宅の利用について相談があった場合、各区役所の高齢者・障害者相談係へ問合せ、手続きなどを聞く。	本人 ケアマネジャー
②同意書の提出	・「同意書」を利用者（または親族）に記載してもらい、区役所へ提出。 ・区役所から本人へ制度利用の可否及び助成率について連絡があるので、本人から結果を聞き取る。	本人
③施工業者の確認	・工事ができるのは、すこやか住宅推進協議会に登録している施工業者のみなので、すこやか住宅推進協議会のホームページもしくは区役所の高齢者・障害者相談係で「北九州市すこやか住宅改造助成事業施工業者名簿」を確認し、施工業者を選び、施工業者へ連絡する。	本人
④事前調査票の記入・提出	・施工業者を決定後、「事前調査票」を記載要領に従い記入する。 ・訪問診断の希望日を、本人・施工業者・相談員と調整し、「事前調査票」に記入する。（相談員とは、すこやか住宅推進協議会に登録している建築士のこと。「高齢者等住宅相談事業　相談員名簿」は、すこやか住宅推進協議会のホームページもしくは区役所の高齢者・障害者相談係で閲覧可能。相談員の登録がない場合は、相談員の欄を白紙で提出。すこやか住宅推進協議会で相談員を手配後、事前調査票の提出先からケアマネジャー様へ連絡。） ・「事前調査票」の提出先は、福岡県理学療法士会もしくは福岡県作業療法協会（利用者の居住区により提出先が異なる）。	ケアマネジャー
⑤訪問診断	・ケアマネジャー、施工業者、相談員（建築士）、理学療法士または作業療法士が、本人の自宅に伺い、本人の身体状況や住宅の状況を確認し、工事内容を検討する。	本人 ケアマネジャー
⑥理由書作成	・訪問診断で工事内容の検討や確認が終わり、介護保険住宅改修とすこやか住宅改造助成を併用する場合、理由書（区役所保健福祉課介護保険担当提出用）を作成する。	ケアマネジャー

⑦申請書兼委任状の提出	・施工業者がすこやか住宅推進協議会で見積審査を受けた後、区役所から本人宛に「申請書兼委任状」が送付される。 ・「申請書兼委任状」を区役所へ提出後、区役所から利用者宅へ「北九州市すこやか住宅改造助成金交付決定通知書」が送付される。	本人
⑧着工	・「北九州市すこやか住宅改造助成金交付決定通知書」に記載されている決定日から着工可能。	本人
⑨完了確認	・工事完了後、施工業者から日程調整の連絡があるので、すこやか住宅推進協議会立会いのもと、完了確認を実施する。（本人・ケアマネジャー・施工業者・すこ協）	本人 ケアマネジャー